

東金プ健発第15号
令和5年3月16日

事業主殿

東京都金属プレス工業健康保険組合
理事長 嶋村 誠
(公印省略)

出産育児一時金の支給額変更について

時下、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年4月1日から、健康保険法施行令等の一部改正により出産育児一時金の支給額が変更されることとなりましたのでお知らせいたします。

記

(1) 出産育児一時金の支給額変更について

出産育児一時金の支給額が、現行の40.8万円から**48.8万円**に変更されることとなります。

なお、産科医療保障制度の加算対象額は引き続き1.2万円となります。

出産日	出産育児一時金	産科医療保障制度加算額	総額
令和5年3月31日まで	40.8万円	+ 1.2万円	= 42万円
令和5年4月1日から	48.8万円	+ 1.2万円	= 50万円

(2) 出産育児一時金申請書について

出産育児一時金の支給額の変更に伴い申請書等支給額の表記が変更となります。

令和5年4月よりホームページ申請書一覧に申請書等を掲載します。

【変更申請書等】

- ・健康保険出産育児一時金等申請書（受取代理用）
- ・健康保険出産育児一時金等内払金差額支払依頼書

ご不明な点がございましたら、当健康保険組合業務課(03-3634-5151)までご連絡ください